

城西国際大学における研究費の運営・管理の責任体系

令和4年4月1日現在

最高管理責任者	学長
<p>【城西国際大学における研究費の運営及び管理に関する規程】</p> <p>第6条 本学に、研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 最高管理責任者は、第4条に定める基本方針を周知するとともに、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</p> <p>3 最高管理責任者は、第4条に定める基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。</p> <p>4 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の規範意識の向上と浸透を図る。</p>	
統括管理責任者	学長が指名する副学長又は学長補佐
<p>【城西国際大学における研究費の運営及び管理に関する規程】</p> <p>第7条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長又は学長補佐をもって充てる。</p> <p>2 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、部局責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、それを最高管理責任者に定期的に報告しなければならない。</p>	
部局責任者	当該部局の長
<p>【城西国際大学における研究費の運営及び管理に関する規程】</p> <p>第8条 部局に、当該部局における研究費の運営及び管理について実質的な責任及び権限を持つ者として部局責任者を置き、その部局の長（予算責任者）をもって充てる。</p> <p>2 部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正使用防止対策を実施するとともに、当該実施状況を確認し、それを統括管理責任者に報告すること。</p> <p>(2) 自己の管理監督又は指導する部局の全ての研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。</p> <p>(3) 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施すること。</p>	

- (4) 自己の管理監督又は指導する部局の研究者等が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- (5) 自己の管理監督又は指導する部局の研究者等に対し、第5条第4項に定める誓約書の提出を求めること。
- 3 部局責任者は、部局に、前項各号の業務を補佐する副責任者を置くことができる。

人文科学研究科長 経営情報学研究科長 福祉総合学研究科長 ビジネスデザイン研究科長 薬学研究科長 国際アドミニストレーション研究科長 経営情報学部長 国際人文学部長 福祉総合学部長 薬学部長 メディア学部長 観光学部長	看護学部長 留学生別科長 水田記念図書館長 水田美術館長 情報科学研究センター長 生命科学研究センター長 地域連携推進センター長 キャリア形成・就職センター長 国際連携推進機構長 スポーツ推進機構長 イノベーションベース代表 事務機構にあっては事務局長
--	---

城西国際大学における研究費の運営・管理の責任体系

城西国際大学では研究費の適正な運営・管理を行うため、不正使用防止対策に係る学内の責任体系を明確化しております。

